

各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱

(令和6年1月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により著しい影響を受けている私立保育所等（次条各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）が質及び量を維持した給食を提供することを支援するため、予算の範囲内で各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、市内に設置されている次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であって、同法第35条第4項の認可を得、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けているもの
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって、同法第17条第1項の認可を受けているもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けている幼稚園型認定こども園を含む。）
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を得ているもの
- (5) 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行っている認可外保育施設（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立保育所等を運営する事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年4月以前から継続して、当該私立保育所等を利用する児童に対して、給食を提供している者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 令和6年度において、物価高騰に起因する給食費の値上げを行わず、又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還し、若しくは保護者から徴収する他の経費に充当し、令和3年度の同月の給食費と同額としていること。

イ 規則第3条の3各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和3年5月以後から継続して、当該私立保育所等を利用する児童に対して、給食を提供している者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 令和3年5月から令和4年4月までの間に、給食の提供を開始していること。

イ 令和6年度において、物価高騰に起因する給食費の値上げを行わず、又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還し、若しくは保護者から徴収する他の経費に充当し、令和4年度の同月の給食費と同額としていること。

ウ 規則第3条の3各号のいずれにも該当しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、私立保育所等を運営する事業者の変更等特別の事情があると市長が認める者は、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項第1号に該当する者にあつては令和3年度と、同項第2号に該当する者にあつては令和4年度と比較して上昇した令和6年度の給食の提供に係る報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費並びに備品購入費とする。

2 前条第2項に規定する者に係る補助対象経費は、特別の事情を考慮しつつ、前項の規定に準じて市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額とする。ただし、国又は岐阜県から補助対象経費について同種の補助を受ける場合は、当該補助の額を控除するものとする。

(1) 補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

(2) 令和6年度における各月の給食提供日数に、4月分及び5月分にあつては1日当たり50円を、6月分から3月分までにあつては1日当たり70円を乗じて得た額にそれぞれ当該月の1日時点における給食を利用する児童数を乗じて得た額の総額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定に際し、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならないこと。

（2）補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。

（実施報告等）

第8条 第6条第2項の規定による交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、当該決定のあった年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

（1）収支精算書

（2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、当該報告をした者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求をした者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為により補助を受けたとき。

(報告、審査等)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受ける者又は受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(関係書類の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以後に提供する給食に係る経費について適用する。

附 則 (令和7年1月21日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に提供される給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金について適用し、令和6年3月31日以前に提供された給食に係る各務原市私立保育所等給食費負担軽減事業費補助金については、なお従前の例による。